

忠岡町環境基本計画及び忠岡町地球温暖化対策実行
計画（区域施策編）策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領【訂正版】

令和 7 年 6 月

忠岡町 産業住民部 生活環境課

1. 目的

本業務は、本町の地域特性を踏まえ、地域課題解決につながるような再生可能エネルギーの導入目標及び施策の方向性を定めるとともに、2050 年脱炭素社会の実現に向けて、目標達成に向けた具体的なビジョンとして、「忠岡町環境基本計画」（以下、「基本計画」という。）及び「忠岡町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「区域施策編」という。）を策定することを目的とする。なお、区域施策編については、基本計画に包含して策定するものとする。

2. 業務概要

（1）業務名

忠岡町環境基本計画及び忠岡町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務

（2）業務内容

別紙「忠岡町環境基本計画及び忠岡町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりに従う。

（3）履行期間

「仕様書」に記載のとおり

（4）業務費限度金額

11,178,200 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（5）契約保証金

契約保証金は100 分の10 以上とし、現金又は銀行振出しの小切手で納めるものとする。ただし、忠岡町契約規則第43 条第2 項に掲げる場合は免除するものとする。

3. 参加資格

- （1）本町の令和7・8年度入札参加資格者名簿【物品・修繕・役務】に登録されていること。
- （2）参加表明書提出期限から優先交渉権者の特定の日までの期間において、忠岡町物品役務等関係指名停止要綱（平成20年9月1日施行）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 忠岡町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (6) 直近 3 年で本業務と同種、もしくは類似業務（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務等）を 2 件以上受託し、完了していること。

4. スケジュール

募 集 開 始	令和 7 年 6 月 2 日（月）
質 疑 書 提 出 締 切 日	令和 7 年 6 月 10 日（火）
質 疑 書 回 答 日	令和 7 年 6 月 13 日（金）
参加表明書提出締切日	令和 7 年 6 月 17 日（火）
参加資格審査結果通知日	令和 7 年 6 月 20 日（金）
企画提案書提出締切日	令和 7 年 7 月 10 日（木）
提 案 内 容 審 査 日	令和 7 年 7 月 14 日（月）
結 果 通 知 ・ 結 果 公 表	令和 7 年 7 月 16 日（水）

5. 審査委員会等の構成

(1) 審査委員会

町職員 4 名

(2) 事務局

忠岡町役場 産業住民部 生活環境課

住所 〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東 1 丁目 34 番 1 号

電話 0725-22-1122

FAX 0725-32-7805

E-mail tadaokaseikatsu@town-tadaoka.jp

6. 質疑の提出及び回答

(1) 提出書類

質疑書（様式 5）

(2) 提出締切

令和 7 年 6 月 10 日（火）

(3) 提出方法

「5. 審査委員会等の構成」の「(2) 事務局」に記載の電子メールアドレスに送付すること。なお、電子メールの件名は、【質疑：会社名】と記載すること。

(4) 回答予定日

令和 7 年 6 月 13 日（金）

(5) 回答方法

各事業所より提出された質疑は、全ての回答をとりまとめた「質疑回答書」を作成し、忠岡町のホームページにおいて掲示する。

7. 参加申し込み

「3. 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

①参加表明書（様式1）

②誓約書（様式1の2）

③会社概要書（様式2）

④業務実績書（様式3）

本業務の同種業務及び類似業務に関する、公共団体からの受託実績を記入すること。また、業務実績書記載の契約案件の契約書の写しを添付すること。

⑤予定技術者申告書（様式4）

現在属する会社以外での業務実績など、やむを得ず契約書の写しを提出できない場合は、その他業務実績がわかる書類あるいは理由書を添付すること。

⑥法人税に滞納がないことを証する書面（国税及び主たる事務所の所在地における地方税分）※直近1ヶ月以内に発行したもの

⑦見積書（任意様式）

・金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。また、積算根拠を具体的に示す内訳書を作成すること。なお、「2. 業務概要」の「(4) 業務費限度金額」に示す業務費限度額を超える金額の場合は失格とする。

(2) 提出期限

令和7年6月17日（火）まで

（受付時間は、平日の9時から17時30分までとする）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限の17時30分必着とする。

(4) 提出先

「5. 選定委員会等の構成」の(2)に記載の事務局

(5) 提出部数

各1部

(6) 提出書類作成の留意事項

①提出された書類の修正又は変更は認めない。

②提出された書類は返却しないものとする。

(7) 参加資格審査結果の通知

審査基準書に基づき参加資格審査を行った結果について、令和7年6月20日(金)までに、参加表明書に記載された担当者 E-mail アドレスに電子メールにより通知する。

8. 企画提案

(1) 提出書類

①企画提案届出書(様式6)

②企画提案書(任意様式)

- ・仕様書の業務内容を踏まえて企画提案書を作成すること。
- ・提出する書類の企画は、A4版、横書き、文字サイズ10.5ポイント以上、両面印刷で10ページ以内を原則とする。
- ・1社1案として、PRしたいポイントや提案趣旨などを、簡潔にわかりやすく記載すること。

③工程表(任意様式)

- ・業務スケジュールをA4版の自由様式にて記載すること。

④予定技術者申告書(様式4):再提出

(2) 提出締切

令和7年7月10日(木)まで

(受付時間は、平日の9時から17時30分までとする)

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限の17時30分必着とする。

(4) 提出先

「5. 選定委員会等の構成」の(2)に記載の事務局

(5) 提出部数

①、⑤は1部提出すること。また、②～④までを1部として整理し、5部提出すること。なお、②～④については、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるかわかる標示は一切しないこと。

(6) 提出書類作成の留意事項

- ①提出された書類の修正又は変更は認めない。
- ②提出された書類は返却しないものとする。

(7) 最終審査結果の通知

審査基準書に基づき最終審査を行った結果について、令和7年7月16日(水)までに、企画提案届出書に記載された申請者に対し「提案内容審査結果通知書」をもって通知する。

9. 提出書類の取り扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 町が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

10. 情報公開及び提供

町は、企画提案者から提出された企画提案書等について、忠岡町情報公開条例（平成11年条例第8号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの優先交渉権者の決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

11. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を忠岡町に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式8）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が「2. 業務概要」の「(4) 業務費限度金額」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認める場合には、町は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 本業務は、環境省「令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）第1号事業」の活用を予定しているため、補助金の交付に至らなかった場合には、事業化されないことがある。